

統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ（第4回）議事概要

1 日 時 平成24年7月23日（月） 17:00～19:19

2 場 所 中央合同庁舎4号館12階 共用1214特別会議室

3 出席者

【委員】

津谷委員（座長）、安部委員、白波瀬委員、椿委員、樋口委員、廣松委員

【府省・地方公共団体等】

総務省統計局、厚生労働省大臣官房統計情報部、国土交通省総合政策局、日本銀行調査統計局、東京都総務局統計部、大阪府総務部

【事務局】

村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、空閑内閣府大臣官房統計委員会担当室調査官、浜東総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官室調査官、金子総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室調査官

4 議 事

- （1）統計法施行状況報告の事項別推進状況における「実施済」の評価について
- （2）第2ワーキンググループ審議結果報告に盛り込むことが望ましいと考えられる事項について
- （3）その他

5 議事概要

- （1）統計法施行状況報告の事項別推進状況における「実施済」の評価について

平成23年度統計法施行状況報告（以下、「法施行状況報告」という。）の事項別推進状況において、各府省から「実施済」と報告された22事項のうち、重点的な審議課題として審議された「少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備」に関する3事項（別紙No.3, 4, 5）及び「企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備」に関する2事項（別紙No.14, 15）を除いた17事項について、第2ワーキンググループのコアメンバーを中心とした各委員の評価を基に事項別に審議が行われた。

その結果、第2ワーキンググループとして、各府省から「実施済」と報告された10事項（別紙No.1, 6, 7, 9, 10, 13, 16, 18, 20, 22）については、「実施済」と判断することが妥当。2事項（別紙No.12, 17）については、一部担当府省の対応を除き「実施済」と判断することが妥当。その他の5事項（別紙No.2, 8, 11, 19, 21）については、次年度以降の審議対象とされた。主な意見及び回答は次のとおり。

- ① 「社会生活基本調査における個人の年間収入、健康状態など労働時間その他の生活時間の分析に資する事項の追加の検討について」（別紙No.16 参照）

- ・ 本ワーキンググループの審議委員から「平成23年社会生活基本調査の中で、労働時間とその他の調査項目とのクロス表について、どのような統計表が新たに追加されたのか。」という事前照会があったので、総務省から説明願いたい。

→ 労働時間をとらえた統計をより有効に活用できる環境を整備する観点から、平成23年社会生

活基本調査の計画段階において、統計委員会の審議を経て、個人の年間収入と健康状態を把握する調査項目を新たに追加し、自営業者を含む有業者や雇用されている者に関する集計内容の充実を図った。個人の年間収入に関しては、これまで把握してきた世帯の年間収入とは別に、個人の年間収入の違いによって、1日の生活時間や余暇時間がどのように異なるかを観察するための新たな集計表を加えた。また、健康状態に関しても、自営業者を含む有業者や雇用されている者の集計において、健康状態の違いによって1日の就業時間や1週間の就業時間の違いが明らかになるような集計の追加を行っている。

- ・ 労働時間と健康状況の関係について、労働時間を平均労働時間として集計するのでは、労働時間の長さによって健康状態がどのように違うのかが分からないので、集計について検討していただきたい。
- 健康状態については、「よい」「まあよい」「よくない」「悪い」の4区分で把握しており、この区分と平均労働時間をクロス集計することとしているが、ご指摘を踏まえ、労働時間の階級区分と健康状態をクロス集計することも検討したい。

- ・ 社会生活基本調査の目的は、社会生活時間別の集計にウエイトがおかれており、労働時間は、当該調査の二次生活時間に区分されているが、それにはいろいろな種類の「労働」の時間が混在していることから、それらの違いを十分吟味した上で集計する必要がある。
- ご指摘を踏まえ、集計等を行う際に検討したい。

②「医療施設調査及び患者調査における、医療機能情報提供制度やレセプトの電子化等の推進状況を踏まえた行政記録情報等の活用可能性」についての検討について（別紙No.18 参照）

- ・ 本ワーキンググループの審議委員から担当府省の検討状況や進捗状況について更なる説明が必要との指摘があったので、その状況等について、担当府省である厚生労働省から説明願いたい。
- レセプトの電子化等の推進状況を踏まえてさらなる行政記録の活用を検討することに関しては、昨年度から2年度にわたり、患者調査における電子化されたレセプト情報の利用についての研究を行っており、今年度にその成果を踏まえて、患者調査におけるレセプト情報の利用について結論を出すこととしている。また、医療施設調査を作成する際の行政記録情報の活用状況に関しては、平成23年医療施設静態調査における病院票の中で、これまで調査として把握していた、承認等の状況（災害拠点病院、在宅療養支援病院、開放型病院としての承認の有無）について、厚生労働省の地方機関である地方厚生局に提出される医療施設の施設基準の変更届（行政記録情報）を活用して把握することとし、承認に関する事項を調査事項から除いて実施している。
- ・ 公的統計の整備に関する基本的な計画（以下、「基本計画」という。）の別表が作成される課程においては、医療施設調査や患者調査の調査項目の多くがレセプト情報や行政記録情報によって把握できると想定されていたのではないかと。そうであれば検討状況の報告内容では「実施済」とは認められないので保留としたい。
- ・ 厚生労働省の努力により、匿名化されたレセプト情報のデータベースが構築され、試行的な利用が可能となっている。しかし、それがそもそも統計作成利用にどれくらい寄与するかに関しては、現在、研究中とのことであるので、いつか、その成果をお聞かせ願いたい。
- ・ レセプト情報については、可能なものは全て電子化されており、そこから利用できるものは利

用していると理解している。レセプト情報は、診療科単位であり、患者調査にレセプト情報を代用することは難しいのではないかと。

→ 患者調査は、ある一時点における主傷病等を把握することが目的であることから、レセプト情報（1患者1か月単位の情報）と一時点の情報を整合的に合わせることは困難な状況であり、そのことを含めて現在研究中である。また、行政記録情報としてのDPCに関する情報についても、省内において、平成25年度以降に公開する予定で検討が行われている。今後その情報の利用も検討することとしている。

・ 医療施設調査において医療法に基づく届出のうち「施設基準の届出等」に基づく行政記録情報を統計に活用することとしたのであれば問題はないが、統計法施行状況報告に記載されている「施設基準の届出等」に基づく情報を行政記録情報として活用することとしたとの表現は適切ではないのではないかと。

→ ご指摘のとおりである。医療施設の施設基準の届出が地方厚生局に提出されるので、その行政記録情報を統計に活用しているということである。

・ 記入者負担の軽減及び統計調査の効率化については、どのように変わったのか。

→ 医療施設調査の対象は、病院以外に診療所を含む全数調査であり、記入者負担の大きい調査である。その軽減は医療施設調査に係る重大な課題である。患者調査も、特に大病院では、記入者負担が大きい。そのため、レセプト情報の利用が考えられる。同時に、患者調査の調査事項について、そもそもレセプトやDPCの情報で把握するのは難しいと思われる事項もある。確かに、基本計画別表の「具体的な措置、方策等」の記述内容が明確でなかったと思われる点もあるが、厚生労働省から説明があったとおり、医療施設調査においては、行政記録情報が活用されるようになっており、また、患者調査におけるレセプト情報の利用に関しても研究が進んでいることから、実施状況としては具体的に進んでいると考える。本事項は「実施済」でよいのではないかと。

・ 多数決で決める観点から「実施済」とすることに異存はないが、レセプトの電子化等の推進状況を踏まえた行政記録情報の活用については、基本計画策定時の元統計委員会委員が専門的な立場からこだわりを持っていた事項であり、「実施済」とすることに懸念がある。

→ 多数決で決めるのではなく、評価いただいた全委員が合意できた事項を「実施済」と判断することとしている。

→ 元委員のご意見は、医療経済あるいは医療費の立場からのご意見であり、医療施設調査及び患者調査はそうしたものを目的とした調査ではないことは意識しておくべきと考える。

→ 医療施設調査において、記入者負担の軽減を図る観点から、施設等基準の届出等に基づく行政記録情報を統計に活用していると判断できる。ただし、更なるレセプト情報等の活用の検討については、現在進んでいる研究の成果を踏まえて対応することを条件に、本事項は「実施済」としたい。

・ 次期の基本計画を作成する際に「具体的な措置、方策等」について、より具体的に記載されることに留意願いたい。それにより評価がしやすくなると思われる。

③ 民間給与実態統計、地方公務員給与実態調査 国家公務員給与実態調査の検討について（別紙 No.20 参照）

- ・ 本ワーキンググループの審議委員から三統計の整理に関する具体的内容について説明が必要との指摘があったので、総務省から説明願いたい。
- 本事項については、平成 21 年度統計法施行状況報告を受け、基本計画部会第 2 ワーキンググループにおいて三統計を一つの基幹統計に統合できないかについて審議された経緯がある。その審議において、三統計は、各々調査対象や調査事項だけではなく、調査時期も異なることから同時期に公表することは困難であり、三統計を一つの基幹統計として位置付けることはできないと整理され、その方向性については、統計委員会においても了承されている。
- ・ 平成 21 年度時点で結論を得た形になっているが、統計委員会としては、問題意識は持ち続けることが必要である。現行の基本計画の実施期間内に決着が付くような事項ではないので、中長期的な課題として整理すべき。
- 平成 21 年度時点で「実施済」とするが、中長期的な課題として、次期基本計画に盛り込むように整理したい。

（2）第 2 ワーキンググループ審議結果報告に盛り込むことが望ましいと考えられる事項について

事務局から本ワーキンググループ第 2 回会合の審議を踏まえて修正された骨子素案の説明が行われ、審議が行われた。主な意見及び回答は次のとおり。

- ・ 3 頁目の「2. 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備」の（1）、「③ 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方」の 2 行目に「調査対象事業所数等を固定して実施」とあるが、母集団を適切に反映するためには、調査対象数ではなく、調査設計（フレーム）を固定することが重要なことから「調査設計等を固定して実施」に変更したい。
- ・ 13 頁の（3）で同一企業内での就業形態の転換とあるが、非正規雇用から正規雇用のへの転換は、雇用形態の転換であり、就業形態の転換ではない。
- ご指摘の通り、就業形態の転換は雇用形態の転換に改める。
- ・ 14 頁の（4）の二つ目の○であるが、複数の統計調査において、本来、同一あるいは、類似のフレームワークで実施することが望ましいものがあるが、歴史的経緯等により、それらのフレームワークが大きく異なっていることがある。そのことが、統計間の比較可能性を困難にしているのではないかと表現を工夫すべきである。
- ご指摘については、調査目的により調査のフレームワークが異なるのは統計としてやむを得ない。ただし、フレームワークが同一であるべき場合でも、それが異なっており、その結果、数値に差異が生じている場合があり、利用者の混乱を招いているものもある。有意義な場合とそうでない場合を両論併記すればよろしいか。
- ご意見を踏まえて修正を検討させていただきたい。
- ・ 6 頁の「3. 社会的・政策的なニーズの変化に対応した国勢調査の整備」の関連で、第 2 回会合でも議論があったように、平成 22 年国勢調査結果において、不詳回答が増加したことを踏ま

え、次回調査の企画に向けた検討を行う必要がある旨を盛り込んだ方がよいのではないかと。

→ ご意見を踏まえて「③今後の施策の方向性等についての考え方」に追加することとしたい。

- ・ 7 頁の「(2) 東日本大震災が与えた影響を把握するための調査項目追加等の可能性」の①施策の進捗状況と②施策の進捗状況等に関する評価の内容が重複しており冗長である。また、平成 27 年国勢調査における調査項目の追加が、「詳細」なレベルでの人口移動状況把握を可能とすることがどうかは疑問である。東日本大震災以外の理由で移動した人々と区別して把握することが可能なかどうか検討すべきである。

→ ご意見を踏まえて修正を検討させていただきたい。

- ・ 8 頁の「(1) 学校保健統計調査における調査項目の追加や調査方法等の改善に関する検討状況」の(1)の②施策の進捗状況等に対する評価の二つ目の○で、「健康診断票の様式が統一化されておらず」とあるが、統一化できなくなったのは、地方分権が進展した結果である。このため、今後様式を統一化していくことが適切であるかのような表現は、現実的ではない。

→ ご意見を踏まえて修正を検討させていただきたい。

- ・ 19 頁の「(2) ライフコース全般を的確にとらえる統計についての検討状況」の②施策の進捗状況等に既存のパネル調査との連携によりライフコース全般を捉える統計作成を検討する余地はあるとあるが、既存のパネル調査の調査票に新たな質問項目を追加することは、既存のパネル調査の内容等に直接影響を与えることから、現実的ではない。むしろ、文部科学省と既存のパネル調査の実施機関とが協力・連携して、調査手法等について検討することから始めるべきではないか。

→ ご意見を踏まえて修正を検討させていただきたい。

【津谷座長のまとめ】

審議結果報告書に盛り込むことが望ましいと考えられる事項については、本日のご審議を踏まえて、修正案を作成し、各位の御意見を伺いながら 8 月 29 日に予定されている基本計画部会の報告に向けて取りまとめたので、ご協力願いたい。修正案文については、座長一任ということでご理解いただきたい。これまでの本ワーキンググループ会合における円滑な審議協力に深く感謝申し上げます。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

平成 23 年度統計法施行状況報告の事項別推進状況における「実施済」の評価

第 2 ワーキンググループ審議担当分野（抜粋）

No	項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	担当府省 の自己評価	第 2 W G の評価
1	第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (3) 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備	○ 社会保障給付費について、諸外国の統計との国際比較を十分に行えるようにするため、内閣府の協力を得て、各種の国際基準（SNA、ESSPROS（欧州統合社会保護統計制度）、SOCX（OECD社会支出統計）、SHAなど）に基づく統計との整合性の向上について検討する。	厚生労働省	実施済	実施済は妥当
2	(4) 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上	○ 医療費に関する統計の体系的整備、国際比較可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計（OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計）を公的統計として位置付けることについて、できるだけ早期に結論を得られるよう、学識経験者や利用者を含めて検討する。	厚生労働省	実施済	次年度以降の審議対象とする。
3	第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備	○ 配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化関連項目に関して、安定的な指標を得るため、厚生労働省の協力を得て、既存の統計調査の再構築あるいは新規の統計調査の創設など、大規模標本調査による把握の可能性について検討する。	総務省	実施済（一部）及び実施困難（一部）	審議結果報告で記載。
4		○ 就業（就職及び離職の状況、就業抑制要因など）と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、必要な事項の追加等について検討する。	総務省、厚生労働省	実施済	同上
5		○ 世代による違いの検証等のため、21世紀出生児縦断調査及び21世紀成年者縦断調査について、新たな標本の追加等を検討する。	厚生労働省	実施済（一部）及び実施予定（一部）	同上
6		○ 住民基本台帳人口移動報告において、住民基本台帳データを活用し、年齢別や都道府県よりも細かな地域別の移動数に関する統計を作成することについて、個人が特定されないよう配慮した上で、早期に結論を得られるよう、地方公共団体と協議を行う。	総務省	実施済	実施済は妥当
7		○ 人口動態調査における集計の充実（出生・婚姻・離婚の月別、年齢各歳・生年別の集計等）について検討する。	厚生労働省	実施済	実施済は妥当
8	(3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備	○ 家計収支を把握する各種統計調査において、個計化の状況のよりの確な把握について検討する。	総務省	実施済	次年度以降の審議対象とする。
9		○ 地域コミュニティ活動等に関する統計の整備の観点から社会生活基本調査において、NPO、ボランティア、地域コミュニティ活動等に関する調査項目や集計内容について検討する。	総務省	実施済	実施済は妥当
10		○ 国民生活基礎調査で使用している世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票について、相互のクロス分析等を充実させることについて検討する。	厚生労働省	実施済	実施済は妥当

（注）表中の網掛け部分は、重点的な審議課題として審議された事項。

No	項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	担当府省 の自己評価	第2WGの 評価
11	第2 3 社会的・政策的 なニーズの変化に 応じた統計の整備 に関する事項	○ 暴力行為、不登校、いじめ等の児童生徒 の問題行動に関する事項を含む統計調査 (児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問 題に関する調査等)において、より客観的な 基準の設定等、統計の比較可能性向上策に ついて検討する。	文部科学省	実施済	次年度以 降の審議 の対 象と する。
12	(4) 教育をめぐる状 況変化等に対応し た統計の整備	○ 社会生活や雇用・労働等と教育との関係 を分析できるようにする観点から、関連統計 調査において、学歴等の教育関連項目を追 加することについて検討する。	各調査の実 施府省	実施済	総務省(統 計局)、厚生 労働省の実 施済は 妥 当。国土交 通省は次年 度以降の審 議対象とす る。
13	(7) グローバル化 の進展に対応した 統計の整備	○ 人口動態調査における外国人について の集計の充実(特に年齢別)について検討す る。	厚生労働省	実施済	実施済は 妥当
14	(8) 企業活動の变化 や働き方の多様 化等に対応した労 働統計の整備	○ 労働力調査等の雇用・労働関係の調査 において、有期雇用契約期間の実態把握の ため、調査事項の改善について検討する。な お、検討に際しては、雇用者に関する用語や 概念に関し、利用者が混乱しないような措置 についても併せて検討する。	各調査の実 施府省	実施済	審 議 結 果 報 告 で 記 載
15		○ 実労働時間のより適切な把握の観点から、 世帯に対する雇用・労働関係の統計調査 において、ILOの国際基準も踏まえた上で調 査事項の見直しについて検討する。	総 務 省、厚 生 労 働 省	実施済	同上
16		○ 労働時間をとらえた統計をより有効に活 用できる環境を整備する観点から、社会生活 基本調査において、個人の年間収入、健康 状態など、労働時間その他の生活時間の分 析に資する事項の追加について検討する。	総務省	実施済	実施済は 妥当
17		○ 関係府省等と協力して、ハローワークを 通じた求人・求職活動のみではなく、他のル ートによる求人・求職活動を含めた総合的な 労働の需給動向を示す指標について、ハロ ーワーク以外の求人数の把握方法、世帯調 査を通じた求職状況に関する統計の利用可 能性や、費用対効果なども含め、その実現 可能性について検討する。	厚 生 労 働 省、総務省	実施済	総務省(統 計局)は実 施済。厚生 労働省は 次年度以 降の審議 対 象 と す る。
18	(9) その他	○ 医療施設調査及び患者調査について、 記入者負担の軽減及び統計調査の効率化 の観点から、医療機能情報提供制度やレセ プトの電子化等の推進状況を踏まえ、平成 23 年調査以降への行政記録情報等の活用 可能性について検討する。	厚生労働省	実施済	実施済は 妥当
19		○ 犯罪被害実態(暗数)調査における標本 数の拡充等による精度向上について検討す る。	法務省	実施済	次年度以 降の審議 対 象 と す る。

(注) 表中の網掛け部分は、重点的な審議課題として審議された事項。

No	項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	担当府省 の自己評価	第2WGの 評価
20	別紙 1 指定統計から 基幹統計に移行 する統計の整備 (3) 一定の検討 を行う基幹統計	【民間給与実態統計、地方公務員給与実態調査】 民間給与実態統計は、民間企業における年間の給与支給及び所得税の源泉徴収等の実態について給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に把握する統計であり、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等に不可欠な統計である。また、地方公務員給与実態調査は、約300万人に及ぶ地方公務員の給与実態を把握する統計であり、地方公務員と国家公務員の給与水準を比較したラスパイレース指数を作成するなど、地方公務員の給与に関する制度や運用の基礎資料として活用されるほか、地方財政計画の作成等に活用されており、地方行財政運営等に不可欠な統計である。 これら二つの統計については、人事院が実施する国家公務員給与等実態調査と併せて、労働・雇用統計の体系的整備の観点から、総務省が関係府省の協力を得て、その位置付けに関して検討を行う。なお、この検討に当たっては、給与制度の変更等への対応に係る機動性の確保に留意する。また、これら三つの統計は、それぞれ対象や目的が異なっており、調査として統合することは適当ではなく、また、現状の調査・公表の時期を変更することが極めて困難であることに留意する。	総務省	実施済	実施済は妥当 ただし、中長期的な検討が必要である。
21		【船員労働統計】 船員労働統計は、船員が陸上労働者とは異なり、労働時間や休日等の労働環境について、労働基準法(昭和22年法律第49号)ではなく船員法(昭和22年法律第100号)が適用されるという特殊性を有していることから、こうした船員の報酬や雇用等の実態を把握する統計として、昭和32年以降作成されている。しかし、昨今、我が国の海運をめぐる状況は大きく変化しており、例えば、昭和49年には、約28万人であった船員数は、平成18年には、約8万人と大きく減少している。 他方、毎月勤労統計調査、賃金構造基本統計など、労働の需要側(企業・事業所)の主要統計においては、現在、対象となる労働者から船員が除かれており、本統計が単純に欠落してしまうことは、統計の体系的整備の観点からは問題がある。 このため、労働・雇用統計の体系的整備の観点から、総務省は、関係府省の協力を得て、本統計の位置付けに関して検討を行う。	総務省	実施済	次年度以降の審議の対象とする。
22	2 新たに基幹統計として整備する統計	【完全生命表／簡易生命表(加)】 国勢統計、人口動態調査及び現在推計人口を加工し、国民の生存、死亡、健康及び保健状況を集約的に示す指標として作成される加工統計であり、国内の医療及び保健政策の基礎資料として重要であるとともに、健康に関する国際比較指標としても用いられている。	厚生労働省	実施済	実施済は妥当